

1. 件名：三菱原子燃料(株)の使用前検査及び使用前事業者検査の実行性とその工程について

2. 日時：令和3年8月18日（水） 13時00分～14時00分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

大東首席原子力専門検査官、早川上席原子力専門検査官、館内主任原子力専門検査官、

千葉主任原子力専門検査官、関主任原子力専門検査官、清水原子力専門検査官

三菱原子燃料(株)

工場長 他5名

5. 要旨

○三菱原子燃料(株)が、新規規制基準適合に係る使用前検査及び使用前事業者検査の終了見込みを10月下旬としていることに関し、原子力規制庁から、当該検査の実行性及び工程について説明を求めたところ、資料に基づいて以下の説明があった。

- ・使用前事業者検査について、検査対象設備と検査内容を明確にし、工事工程、検査実施方法、体制及び一日に実施できる検査数を考慮し検査計画を立案し使用前事業者検査の工程をまとめている。
- ・8月以降の使用前事業者検査の対象数は、平準化を図り一日当たり15設備程度としている。
- ・使用前事業者検査に当たっては、検査員、検査助勢者及び応援者の体制を強化し対応していることから検査の実施に向けた実行性に問題はないと考えている。
- ・使用前事業者検査は検査の実施と検査記録の作成をもって完成するため、検査記録の作成実績を確認することにより使用前事業者検査の進捗状況を確認できる。
- ・使用前事業者検査は適切に計画され進捗しているが、更に確実性を向上させるため、体制の強化、内部コミュニケーションの強化、使用前事業者検査・使用前検査の重要性の再意識付けを行っている。

○原子力規制庁から、10月下旬の検査終了に向け、下記の事項を伝えた。

- ・使用前事業者検査要領書制定のための作成要領は現在整備中と聞いているが、作成要領が完成すれば、これに基づき既存の使用前事業者検査要領書も改訂し必要に応じ再検査が発生することもあると思われるが、工程への影響はないか説明すること。
- ・今回示された検査計画の項目には使用前検査のための自主検査の実施工程が含まれておらず、検査態勢として十分か検討してもらいたい。
- ・9月24日に工事完了としているが、現時点での使用前検査、使用前事業者検査の進捗率を踏まえると、実現可能な工程であるか疑問である。特に使用前事業者検査の進捗率が低く、今後検査を実施するに当たり、進捗率を管理して作業を進めてもらいたい。

- ・事業者は、検査工程表において、使用前事業者検査に対する原子力規制検査を毎週金曜日に計画しているが、原子力規制庁としても、設備重要度、使用前事業者検査の進捗等を踏まえ、検査計画を事前に調整し計画する必要がある。
- ・最終の性能検査は、分割申請されている設工認（第1次～第7次）に対する検査の完了を確認した上で実施することになるため、なお従前の使用前検査（第1次～第4次申請分）については、品質管理の方法等に関する検査の中で当該検査の終了状況を確認し、また、第5次～第7次申請分については、使用前確認において当該使用前事業者検査の終了状況を確認する。

○三菱原子燃料(株)から、説明が不足しているものについては後日改めて説明する旨の回答があった。

## 6. その他

資料：加工施設の使用前事業者検査実施実行性について(MSR-21-050 2021年8月18日)

以 上